

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年9月23日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長 殿 御中

照会者名 CR3 Singapore Co. Ltd.,

ビジネス開発ディレクター 日本担当

酒井隆一

住所 東京都新宿西落合 4-14-20

(156 Gul Circle, Singapore 629613)

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

C社は、主に石油精製会社、石油開発会社、石油化学会社などの顧客向けにプロセス反応容器の触媒交換、装置加熱炉のピグを使用したデコーキング、ロボットを活用したタンクなどにおけるスラッジ除去/表面研磨および塗装などの先進技術ソリューションや保守メンテナンスサービスをアジア地域全般に提供する事業を展開しており、日本においては今現在何らの建設業の許可を有していない。

今回、C社は、顧客である日本の石油元売り会社X社の製油所にある脱硫装置反応容器(当該敷地に継続的に接着しているもの)における触媒交換作業(使用済み触媒の抜出しおよび新触媒の充填作業)についてC社の先進技術ソリューション導入提案を行っている。

この脱硫装置には6基の反応容器があり、重質重油原料への高活性脱硫反応のため触媒活性の劣化が早く毎年の触媒交換作業を必要としている。C社の提供するエコハイドロドリリング技術ソリューションは、超高压水ジェットによる触媒掘削/抜出しと排水の再生利用技術を組合せたもので、従来工法と比較し、反応容器への作業員立入り作業を大幅に削減し、更に触媒抜出し工程を大幅に短縮することで、安全性の向上と装置停止期間の大幅な短縮を可能とするソリューションである。

上記により、この度照会したい個別具体的な事実は以下の通りとなる。

建設業の許可を有しないC社が、発注者であるX社との契約に基づき、総額500万円以上となる脱硫装置反応容器内の触媒交換作業(作業に必要となる機器の設置および撤去を含む)をX社から直接請け負うこと。

なお、本交換作業の工程は次の通りである。

エコハイドロドリリング技術：特殊ドリル工具を使った高圧水ジェット洗浄技術

- 事前準備作業(~作業開始1か月前)
 - i. 機器搬入および検査
 - ii. 機器設置(下記、主要機器構成項目に記載のもの、但し、触媒充填機器は除く)
 - iii. 機器稼働テスト
 - iv. 作業範囲(バッテリーリミット)隔離
(発注会社から指定された対象作業範囲(即ち、バッテリーリミット)の各配管にブランケット板を挿入、配管を縁切りし、安全に作業できるよう隔離する作業をいう)
- 触媒交換作業(2週間程度)
 - i. 触媒抜出し作業
 1. 対象反応容器ブラインド板取付け
 2. トップエルボ取外し
 3. トップトレイレベルまで浸水～冷却
 4. インレットガスケット取外し～上部トレイマンホール撤去
 5. 反応容器上部フランジにハイドロドリル設置(クレーン作業含む)

6. エコハイドロドリリング技術による容器内触媒抜出し～触媒フレコン/ドラム詰め(フォークリフトによる指定場所への搬送含む)

ii. 洗浄および検査

1. 反応容器内洗浄～乾燥
 2. 温度計検証～最終検査(反応容器内足場設置あり)

iii. 触媒充填作業

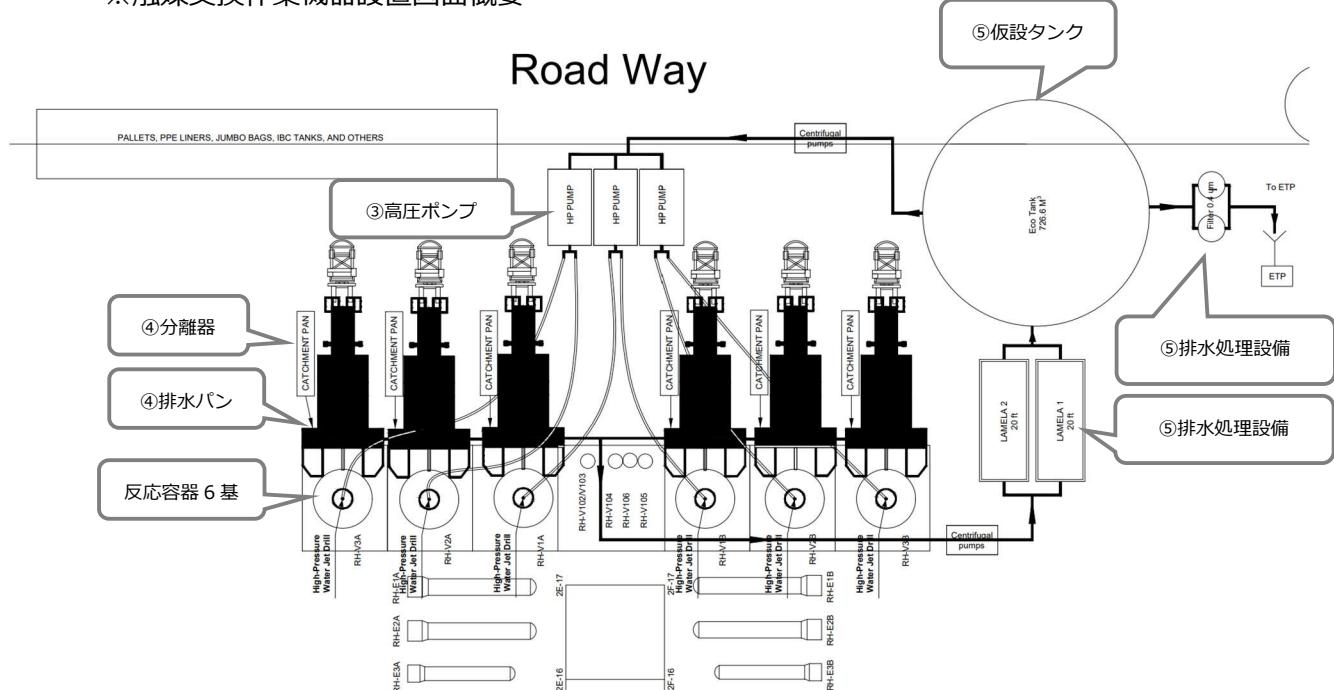
1. 触媒充填装置設置
 2. 充填レベル印付け～開始前検査
 3. 新規触媒充填作業
 4. 触媒充填機器撤去
 5. マンホール、インレットガスケットおよびトップエルボ復旧(ボルト締め作業含む)
 6. ブラインド板取外し

iv. リークテストおよびホットボルト作業待機

(待機とは、リーケテスト中リーケ発見時にボルト締め作業を即座に対応できるよう待機している状態をいう)

- 作業完了後、機器撤収/搬出(1週間程度)

※触媒交換作業機器設置図面概要



主要機器構成

- ① 回転式ドリルリグおよびドリルロッド(反応容器上部設置)
- ② ドリルビットおよびジェットノズル(反応容器上部設置)
- ③ 高圧ポンプおよび操作機器パネル
- ④ 分離器(排水と触媒を分離)および排水パン
- ⑤ 排水処理設備および仮設タンク
- ⑥ 触媒充填機器(新触媒充填作業時に反応容器内にて使用)

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

見解 : 触媒交換作業は、建設業法にて定義されている土木建築に関する工事には含まれないことから、第三条第一項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要は無いものと思量する。

但し、上記作業工程にて記載の通り触媒交換作業において、機器設置および撤去、ブラインド板取付け、トップエルボ取外し、足場設置(機器設置/撤去時および温度計検査時)のように建設業法において定義されている管工事/機械器具設置工事に該当する可能性のある作業も含まれている。

根拠 : 触媒交換作業に当たり、作業に必要な機器の設置や作業後それらの撤去作業などが付随的に必要となるが、本作業の目的は反応容器内の触媒交換作業であり、これは一般的な清掃作業と同様、対象工作物に対して何ら変更を加えるものでは無く、建設業法において定義されている建設工事には該当しないと考える。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

5. 連絡先

〒161-0031 東京都新宿区西落合 4-14-20

酒井隆一



以上